

余剰電力売却仕様書

1 概要

(1) 適用範囲	本仕様書は、今治市クリーンセンターに設置された発電設備において発生する電力のうち、本市が消費する電力を除いた余剰電力から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気であるバイオマス電力及び自己託送電力を除いた非バイオマス電力の売却について適用する。
(2) 件名	今治市クリーンセンター余剰電力(非バイオマス電力)売却
(3) 供給場所	愛媛県今治市町谷甲 3 9 4 番地 今治市クリーンセンター
(4) 業種	一般廃棄物の焼却施設
(5) 発電設備	最大出力 3, 8 0 0kW
(6) 供給電気方式等	ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式 イ 標準電圧 6. 6kV ウ 標準周波数 6 0Hz エ 供給最大電力 1, 9 9 0kW オ 力率 遅れ 9 5 %以上 カ 接続電力系統 四国電力送配電株式会社
(7) 認定発電設備情報	本設備は、再エネ特措法第 6 条に規定される認定発電設備である。 ア 設備名称 今治市クリーンセンター発電所 イ 設備 I D R 6 3 3 1 2 9 G 3 8 ウ 発電事業者名 今治市 エ 設備区分 バイオマス発電設備 (一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼) オ 設備認定日 平成 28 年 3 月 23 日
(8) 供給地点（電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点）	四国電力送配電株式会社の引込線と今治市の区分開閉器との接続点
(9) 逆潮流の電源区分	本発電設備は発動指令電源（安定電源に属さない）として容量市場に参加予定であり、買取者が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は 1, 000kw 未満である。

2 売却仕様

(1) 契約方法	単価契約
(2) 予定売却電力量	3,610,044kWh (非バイオマス電力量) ※施設稼働後の実績をもとに算出した年間予定量であり、担保するものではない。
(3) 履行期間	令和5年(2023年)4月1日0時から 令和6年(2024年)3月31日24時まで
(4) 予定最大送電電力	1,990kW
(5) 予定バイオマス比率	55.154% (平成30年4月～令和4年3月の実績平均値) ※平均値のため変動する可能性があり、担保するものではない。
(6) 売却電力量区分等	下表のとおり

売却電力量区分			予定売却電力量
非バイオマス電力量※1	昼間※2	夏季※4	532,590kWh
		その他季※5	1,131,332kWh
	夜間・休日等※3		1,946,122kWh
合計			3,610,044kWh
<p>(注) 予定余剰電力量に予定バイオマス比率を乗じた値をバイオマス電力量とし、予定余剰電力量からバイオマス電力量及び自己託送電力量を減じた電力量を非バイオマス電力量とする。</p> <p>(備考)</p> <p>※1 余剰電力量からバイオマス電力量及び自己託送電力量を減じた電力量</p> <p>※2 毎日8時から22時までの時間帯 ただし、休日等(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日)を除く。</p> <p>※3 昼間時間帯以外の時間帯及び休日等の全日</p> <p>※4 7月1日から9月30日までの期間</p> <p>※5 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までの期間</p>			

3 バイオマス比率の報告等

今治市(以下「甲」という。)は、毎月ごみ組成分析を実施して各月のバイオマス比率を把握するとともに、その結果を四国電力送配電株式会社に書面にて報告する。なお、バイオマス比率の単位は、0.001パーセントとし、その端数は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

4 余剰電力量の計量等

- (1) 売却電力量の計量は、送電用電力量計（甲の負担により四国電力送配電株式会社が供給場所に設置し保有するものをいう。以下「電力量計」という。）により行うものとする。
- (2) 電力量計の検針は、原則として毎月末日 24 時に四国電力送配電株式会社の自動検針により行い、電力購入者（以下「乙」という。）は同社から通知される非バイオマス電力量の結果を甲に速やかに通知し、甲の確認を受けるものとする。
- (3) 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

5 電力量料金の算定

- (1) 電力量料金の算定は、1 か月（前月 1 日 0 時から同月末日 24 時までの期間とする。）の売却電力量により算定し、毎月支払うものとする。
- (2) 上記（1）の電力量料金は、4 により計量された売却電力量に、2（6）表の売却電力量区分に応じたそれぞれの電力量料金単価を乗じて得た額を合計した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

6 電力量料金の支払い

甲は、5 により算定された当該月分の電力量料金を翌月乙に請求し、乙は同月末日（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）以内に支払うものとする。

7 その他

(1) 発電バランスンググループの設定

本発電設備の非バイオマス電力について、乙は発電契約者として発電バランスンググループ（以下「発電BG」という。）を形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、乙が本発電設備を乙以外の事業者が発電契約者となる発電BGに加入するものとする。

(2) 契約期間

本契約の期間は、令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日まで

(3) 余剰電力の活用

事業者は今治市クリーンセンターから公共施設（3 施設）へ自己託送する電力について、需給管理を行うものとする。なお、自己託送する電力の託送料金は、甲が一般送配電事業者へ直接支払うものとする。

(4) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づき、甲、乙協議により定めるものとする。

(5) 添付資料

- ・令和 5 年度 (2023 年度) 今治市クリーンセンター予定売却電力量
- ・令和 3 年度 (2021 年度) 今治市クリーンセンター売却電力量 (実績)
- ・平成 30 年度 (2018 年度) ごみ組成分析バイオマス比率計算値 (実績)
- ・令和元年度 (2019 年度) ごみ組成分析バイオマス比率計算値 (実績)
- ・令和 2 年度 (2020 年度) ごみ組成分析バイオマス比率計算値 (実績)
- ・令和 3 年度 (2021 年度) ごみ組成分析バイオマス比率計算値 (実績)
- ・令和 5 年度 (2023 年度) 今治市クリーンセンター運転計画 (案)

令和5年度（2023年度）今治市クリーンセンター予定売却電力量

（単位：kWh）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
バイオマス分	517,595	541,421	714,796	738,622	738,622	714,796	669,710	241,058	582,769	738,622	690,969	738,622	7,627,602
非バイオマス分	204,859	217,032	365,204	377,378	377,378	365,205	321,345	23,206	250,652	377,377	353,030	377,378	3,610,044
昼間	87,227	81,424	184,631	177,530	184,631	170,429	150,947	8,654	114,265	163,327	163,327	177,530	1,663,922
夜間・休日等	117,632	135,608	180,573	199,848	192,747	194,776	170,398	14,552	136,387	214,050	189,703	199,848	1,946,122
合計	722,454	758,453	1,080,000	1,116,000	1,116,000	1,080,001	991,055	264,264	833,421	1,115,999	1,043,999	1,116,000	11,237,646

※自己託送分の電力量は含まれていません。

令和3年度（2021年度）今治市クリーンセンター売却電力量(実績)

（単位：kWh）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
バイオマス分	466,483	632,066	709,935	638,626	694,426	758,557	881,966	238,044	794,109	740,216	657,515	874,311	8,086,254
非バイオマス分	453,408	448,143	499,043	561,726	485,966	560,779	513,399	203,037	436,068	657,915	607,214	527,975	5,954,673
昼間	217,733	168,942	251,853	258,214	218,641	255,647	249,911	90,475	202,592	283,623	277,886	258,264	2,733,781
夜間・休日等	235,675	279,201	247,190	303,512	267,325	305,132	263,488	112,562	233,476	374,292	329,328	269,711	3,220,892
合計	919,891	1,080,209	1,208,978	1,200,352	1,180,392	1,319,336	1,395,365	441,081	1,230,177	1,398,131	1,264,729	1,402,286	14,040,927

ごみ組成分析バイオマス比率計算値

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
H30年度(2018年度)	59.933%	51.735%	63.454%	55.961%	46.569%	40.649%	55.516%	56.490%	47.074%	75.105%	42.380%	53.726%	54.049%
R元年度(2019年度)	44.680%	50.734%	51.070%	58.410%	45.782%	52.290%	41.581%	43.772%	64.792%	62.455%	65.365%	64.038%	53.747%
R2年度(2020年度)	54.755%	45.067%	44.365%	49.753%	53.482%	44.715%	68.489%	62.549%	73.502%	54.086%	65.318%	51.315%	55.616%
R3年度(2021年度)	50.705%	58.506%	58.705%	53.184%	58.830%	57.491%	63.215%	53.971%	64.535%	52.940%	52.002%	62.346%	57.203%
平均	52.518%	51.511%	54.399%	54.327%	51.166%	48.786%	57.200%	54.196%	62.476%	61.147%	56.266%	57.856%	55.154%

(注)再エネ特措法の規定に基づき毎月ごみ組成分析を実施し、固定価格買取制度で定める方法によりバイオマス比率を計算している。

(注)バイオマス電力量を積算する際のバイオマス比率は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

令和5年度（2023年度）今治市クリーンセンター運転計画(案)

炉No.	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉	→ 13 28					
2号炉		→ 15 30				

炉No.	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	→ 26	→ 22				
2号炉		→ 15	→ 12			

注1 →部は、焼却炉運転期間を表す。

注2 無印は焼却炉停止期間を表す。

注3 全炉停止期間は、約7日間を予定とする。